

第一次世界大戦前後のドイツにおける「新中間層」 と労働運動（五）

小林, 栄三郎

<https://doi.org/10.15017/2235325>

出版情報 : 史淵. 109, pp.75-100, 1972-11-15. Faculty of Literature, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第一次大戦前後のドイツにおける

「新中間層」と労働運動 (五)

小林 栄三郎

九

ワイマル共和政第一期における民間ホワイト・カラーの組織のうち、アーファ・ブントに劣らぬ重要性をもつのはD H V (ドイツ国民商店員組合)である。この組織については本稿(三)の五でヴェルナー・フリッチュの見解を紹介したが、それは一九一九年四月までの外面的な動きのアウトラインをたどったにすぎない⁽¹¹⁰⁾。われわれはD H Vの理論武装がこの第一期においていかになされていたかを考察する必要がある。というのは、この組織がドイツ一月革命の衝撃をくぐりぬけてその右翼的主張の本質を維持しつつ、商業従業員の組織として第一位の勢力を確保しえたのはなぜか、という問題に答えなければならぬからである。

西ドイツのイーリス・ハーメルの「民族的組合と国民的労働組合——一八九三年から一九三三年にいたるドイツ国民商店員組合」(一九六七年刊)が一九一八年、一九二一年、一九二三年のD H Vの組合員数をあげていることは本稿(三)の五で紹介したが、⁽¹¹¹⁾そこではD H Vだけの数字をあげて、D H Vと競争関係にある他の組織との対比は紹介しなかった。イーリス・ハーメルが一九三二——三三年に発行された「国際労働組合制度辞典」(Internationales Handwörterbuch des Gewerkschaftswesens)によると掲出している組合員数の対比はつぎのとおりである。

	一九一八年	一九一九年	一九二一年	一九三一年
アーファ・ブント	九四、〇三二	三六六、〇五一	三二一、〇八一	二〇三、四八九
G d A (G D A)			三〇〇、三五七	三二七、七四二
D H V	一四七、六九八	二〇七、八〇二	二六四、三六七	四〇九、〇二二

この数字にもとづいてイリス・ハーメルは、ホワイト・カラー労働組合という側面からみるとリーダーシップはワイマル共和政の初期にはアーファ・ブント（全自由職員連合 *Allgemeiner Freier Angestelltenbund*）にあり、その末期にはD H Vにあった、と書いている。⁽¹¹²⁾ リーダーシップについては確かにそうであるが、厳密にいうと、この比較は正確でない。本稿(三)の六で紹介したように、ハルトフィールはワイマル期のドイツ労働組合を比較検討するとき、社会主義的労働組合、キリスト教的民族的労働組合、自由主義的民族的労働組合の三陣営に大別し、それぞれの陣営をまたブルー・カラー労働組合、民間ホワイト・カラー組合、公務員ホワイト・カラー組合の三部門に分けている。そして社会主義的労働組合のなかの民間ホワイト・カラー組合の上部組織たるアーファ・ブント、および自由主義的民族的労働組合のなかの民間ホワイト・カラー組合の上部組織たるG d A (G D A)とも書かれる。職員労働組合連合 *Gewerkschaftsbund der Angestellten*）に対応するものは、キリスト教的民族的労働組合においては民間ホワイト・カラー組合の上部組織たるドイツ職員労働組合総連合 *Gesamterverband Deutscher Angestellten-Gewerkschaften* (Gedag) であって、D H Vではない。⁽¹¹³⁾ このハルトフィールの対応のさせ方が正しいことはいうまでもない。D H Vは単一組合であって上部組織ではないから、厳密な意味でD H Vと比較するならば、アーファ・ブントではなく、アーファ・ブントに加盟している商業ホワイト・カラー組合のなかの最も大きい組合と比較すべきであり、またG d Aとでなく、G d Aに加盟している商業ホワイト・カラー組合中の最も大きい組合と比べなければならぬ。

筆者はD H Vの年次報告書の一九三〇年以降のものを見ていないので、ここでは一九二九年の年次報告書によってD H

Vの組合員数をあげておく。

一八九三年	七六	一九一一年	一二二、一二六
一八九四年	一六〇	一九一二年	一三一、一九五
一八九五年	五七二	一九一三年	一四八、〇七九
一八九六年	二、三五二	一九一四年	一六〇、五一三
一八九七年	七、七三七	一九一五年	一六〇、一一七
一八九八年	一八、二七七	一九一六年	一四二、八三六
一八九九年	三二、〇一四	一九一七年	一三三、〇七六
一九〇〇年	四〇、二〇五	一九一八年	一四七、六九八
一九〇一年	四五、七四四	一九一九年	二〇七、八〇二
一九〇二年	四六、一一二	一九二〇年	二五〇、四六九
一九〇三年	五〇、二一六	一九二一年	二六四、三六七
一九〇四年	五六、一二六	一九二二年	二八五、八七九
一九〇五年	七五、六九五	一九二三年	二四二、四四六
一九〇六年	九〇、四一三	一九二四年	二五四、〇三二
一九〇七年	一〇七、六六八	一九二五年	二七一、八五二
一九〇八年	一二〇、一三三	一九二六年	二九一、四八六
一九〇九年	一二〇、二七五	一九二七年	三一六、五一二
一九一〇年	一二一、〇一二	一九二八年	三四六、七〇三
		一九二九年	三七九、五九〇

アーファ・ブントに加盟している商業ホワイト・カラー組合のなかで最も大きい組合といえば、本稿(四)の八で述べた「ドイツ男女商店員中央組合」(Zentralverband der Handlungsgehilfen und Gehilfen)であらう。⁽¹¹⁵⁾これは一八九七年の創立で本部はD H Vと同じくハンブルク市にある。一九一一年の組合員数は一五、五〇二名(全部職員)であるが、ワイマル期の組合員数はわからない。この中央組合の上部組織である「職員中央連合」(Zentralverband der Angestellten)の組合員数は、一九三〇年の年次報告によると、一九二九年末において男一〇一、八〇二名、女九七、六四八名、合計一九九、四五〇名であり、一九三〇年末において男一〇五、〇一〇名、女一〇五、三七〇名、合計二一〇、三八〇名である。⁽¹¹⁶⁾ドイツ国統計年報一九三二年によると、一九三二年末において男女合計二〇三、四八九名(うち女一〇二、〇〇七名)となっている。⁽¹¹⁷⁾上部組織ですらこの程度の組合員数であるのに、D H Vは単一組合であるにもかかわらずドイツ国統計年報によると、一九三〇年末において四〇四、〇〇九名、一九三一年末において四〇九、〇二二名となっている。⁽¹¹⁸⁾

G d Aに加盟している商業ホワイト・カラー組合のなかで最も大きいものといえば、「一八五八年の商業従業員組合」Verein für Handlungskommiss von 1858であらう。この組合は本稿(一)の二で見たように、一九一一年の組合員数はD H Vが二二二、二二六名(一九二二年のドイツ国統計年報では二二二、〇三二名——うち職員一四、一七七名)であったとぎに一一〇、三六七名(うち職員九七、五八〇名)であった。⁽¹¹⁹⁾一九一九年一〇月一日にG d Aが結成されたとき、上記の「一八五八年の商業従業員組合」のほかに三組合がこれに加盟した。「ドイツ商店員組合」Verband deutscher Handlungsgehilfen(本部ライプツヒヒ、一九二一年九三、八四三名、うち職員八七、九一九名)、「ドイツ商人組合」Verein der deutschen Kaufleute(本部ベルリン、一九二一年一八、六六七名、うち職員一八、二〇二名)、「ドイツ職員組合」Deutscher Angestelltenbund(本部マクテブルク)である。最後の「ドイツ職員組合」は一九一九年九月一三日に、「ドイツ民間職員組合」⁽¹²⁰⁾Deutscher Privat-Beamten-Verein(本部ツクテブルク、一九一一年二九、七〇八名、うち職員約二五、〇〇〇)と「ドイツ鉱山・工場職員組合」Deutscher Gruben-und Fabrikbeamten-Verband(本部ポーンム)

との合併によって結成されたものである。⁽¹²¹⁾「一八五八年の商業従業員組合」の組合員数は、一九二四年——二五年のドイツ国統計年報によると、一九二〇年および二一年末において一〇八、一四六名（うち職員九九、五七〇名）であった。「ドイツ商店員組合」は一九二〇年および二一年末において二二二、二七名（うち職員一一五、一〇四名）である。「ドイツ商人組合」は同じく一九二〇年および二一年末において三九、八七〇名（全部職員）であったという。⁽¹²²⁾

以上、組合員数のわからない年次が多いけれども、D H V が商業ホワイト・カラーの単一組合としては第一位の勢力をもっていたことは明らかである。このD H V はワイマル共和政第一期において、どんな理論闘争を展開したのであるうか。

D H V の出版部から一九一九年七月一日に刊行されたヴァルター・ランバッハ著「社会化と商業職員——ひとつの研究」は「文化政策的、民族政策的時事問題」と題するパンフレット双書の第二輯であるが、ドイツ十一月革命から半年余を経過した時点におけるD H V の理論武装を考察するのに好適の文献のひとつであろう。ランバッハがこの時期にD H V の組織のいかなる地位についていたかを筆者はまだ明らかにしていないが、一九二一年のD H V 年報を見ると、執行部(Verwaltung)のひとりである。⁽¹²³⁾ おそらく一九一九年七月の時点でも、執行部にいたのではないかと思われる。

ランバッハによると——革命後のドイツ政府のトップに立っているエーベルトもシャイデマンも、社会民主党のエルフルト綱領を信奉している人物である。この二人の左には独立社会民主党の推進者としてハーゼとその同志たちがいるが、かれらもエルフルト綱領を早急に実現したいと思っている。さらに極左には徹底したコムニストたちがいて、この人たちの立場からすると、エルフルト綱領のなかで要請されている未来国家を実現するための手段としては、ドイツ民族(als deutsche Volk)の徹底的窮乏化でさえ、あまりに野蛮すぎるとは考えられないのである。かれらは狂信的な扇動者で、政府をますます急進的な方面に旋回させようとしている。そもそもエルフルト綱領は統制経済(Zwangswirtschaft)を意味する。そして、ほとんどすべての公務員は統制経済の信奉者である。かれらは戦時中ラーテナウによって訓練され、実際に統制経済をおこなったのだから戦争責任の問題では「有罪」(schuldig)であり、今ではもはや従来の考え方から

ぬけだせない。したがって、かれらは原理的には、エルフルト綱領の弁護者たちと全く異ならない。こうした全グループにひろく使われている標語が「社会化」(Sozialisierung)である。ドイツの商業職員の未来もまた、この標語によって決定されようとしている。ゆえに、未来の謎を解こうと欲し、未来の形成に参加しようとするなら、エルフルト綱領の根本思想と対決し、この綱領を実現しようとしている権力者たちと対決しなければならない。ところでエルフルト綱領の重要な部分は、つぎのように書かれている。

「生産手段の私的所有は、以前には生産者に自分の生産物の所有を確保させる手段であったが、いまでは農民、手工業者、小手工業者を収奪して、労働しない者——資本家、地主——に労働者の生産物を所有させる手段になりかわっている。生産手段——土地、鉱山、原料、道具、機械、交通手段——にたいする資本主義的私的所有を社会的所有に転化し、生産を、社会のために社会によっていとまれる社会主義的生産に転換させることによってはじめて、大経営とたえず増大してゆく社会的労働の収益性とが、これまで搾取されてきた諸階級にとって、貧困と抑圧との源泉から、最高の福祉と調和のとれた全面的改善との源泉になるようにすることができる。」

これは全く有望な話のようにきこえる。しかし、こうした文章の背後に何が潜んでいるか。生産手段を社会的所有に移す、とはどんな意味か。生産手段とは何か。レーテナウも社会民主党も、生産は人間によっておこなわれ、生産の上昇には、すくなくとも理論上は最高の限界はほとんどないという想定から出発している。かれらは、機械がますます新しくなれば品物もますます大量につくられると思っっている。人間は発明と組織化との才能によって、これまでと同じように毎年ひとりあたりの生産量をふやしてゆけるものだ、かれらは考えている。しかし、かれらは物ごとの核心を見ぬいてはいない。経済活動の形式がすぐくこみいつているために、かれらは終局のところまで見とおすことができなくなっているのだ。なぜなら、カルヴァー(Calver)が指摘したように、実際には生産は新しい原生産物(Neue Urprodukte)が発生するところではおこなわれないからである。他のものはすべて、この原生産物を変化させ変形させたものにはかなら

ぬ。ところで、原生産物をつくりだすのは、人間ではなくて自然である。鉱脈、炭層、塩堆積は何百万年にわたる自然の生成活動の結果として、地球の胎内によこたわっているのだ。また野外では大慈悲の自然が年々歳々、畑や牧草地、森や池、河や海で新しい収穫をわれわれのために生長させている。なるほど自然は、われわれが勤勉に努力すれば収穫をふやしてくれることもある。しかし、「われわれは生産者だ。ゆえに(たとえ単に理論的のみにもせよ)収穫を思うがままに倍增することはわれわれの手中にある」と宣言する権利を、自然は決してわれわれに譲りわたしはしないだろう。われわれにできることは、農業のばあい自然に協力して自然が原生産物をつくりだすのを容易にすること、限らない労苦を注いで自然が一〇パーセントあるいは二〇パーセントだけ多くつくりだしてくれるようにすること、自然の力の作用が生みだすものをわれわれが手を伸ばして収納し、あるいは鉱山で掘りだすことにすぎない。したがってエルフルト綱領が「たえず増大してゆく社会的労働の収益性」といっているのは、すくなくとも誇張であり、否、われわれはこれを誤りと考えざるをえない。人間の労働の収益性には、自然によって定められた狭い限界があることを忘れてはならない。ところでエルフルト綱領は「生産手段」なるものをいかに理解しているか。原生産物を獲得するため、また原生産物を未製品・半製品・完成品に変えるために役だつ一切のものを「生産手段」として理解していることは明らかだ。だからこそエルフルト綱領は「土地、鉱山、原料、道具、機械、交通手段」と列挙し、このように列挙することによって、「生産手段」という概念のもとに理解さるべき一切のものをスケッチ風に示唆しようとしている。したがって、新しい品物がそれによってつくられる一切のものを指すのだ。主婦の室にあるミシンも、会計係が朝それに乗って市内にゆく自転車も生産手段である。エルフルト綱領は一語一語よく考えぬいて書かれていて、そこには、生産手段の社会的所有が私的所に場をゆずるような限界については全く述べられていないから、社会民主主義を奉ずる三政党はいずれも、あらゆる生産手段の徹底的な社会化を目標として見なければならぬ。それでは「社会化」とは何か。現在、「社会化」と「国有化」(Verstaatlichung)を同一視しがちであるが、革命前には社会民主党はこの同一視につよく反対していたことを忘れてはならない。

かれらによると、国家と社会は同じものではない。国家がプロレタリア大衆の手中に握られた道具となったとき、はじめ「社会化」と「国有化」との同一視に反対する必要がなくなる。現在では革命によって国家がいわば労働者大衆の手中にある道具となったから、この同一視を黙認しているが、事情が変わって労働者の勢力が低下すると、ふたたび同一視に反対するところだ。ところで、エルフルト綱領は「生産手段の社会化」だけで実現されるのではない。さらに「商品生産を、社会のために社会によっていとなまれる社会主義的生産に転換させること」が必要である。すなわち、資本利潤を目的とすることは許されない。労働者の賃金は、労働によって生ずる剰余価値に正確に対応するものでなければならぬ。「資本家」は収益を得てはならないのだ。いうまでもなくエルフルト綱領は一八九一年エルフルトで開催された党大会で社会民主党の政治綱領として採択されたもので、その実現をめざして努力しているという点では、コムニストを含めて社会民主党系の三派は一致している。それを実現するための方法について見解がちがうだけである。要するにエルフルト綱領は私的所有を廃止し、いわゆる「公正なる」賃金によって資本形成を阻止しようとしているのだ。そうなると商人は質問する。「いったい私の冒険(Wagen)にたいする補償はどうなるのですか。あらゆる経済的事業には必ず危険がともなうものですが、その危険を負担する人間はどうなるのですか」と。およそ冒険と利潤は、つきもので、利潤の可能性のないところには冒険心(Wagemut)も生まれなことを商人は知っている。ところが商人でない人間は、五年前からすべての人びとがその高鳴りを意識的あるいは無意識的に待ちのぞんでいた経済活動の巨大なメロデーがとどろきわたるときに、冒険心がいかに大きな役割を演じねばならないかを知らない。公務員精神、官僚精神は労働生活における原動力としての冒険心を知らないのだ。そして戦争のために公務員、官僚が経済問題の権力までも握った。また、何ものにもとられぬ経済活動から五年間も遠ざかっていたために、わが民族のなかで商業に従事していない人びとのあいだでは、以前に理解しえたことの想い出さえも完全に消えうせたように見える。あらゆる経済的事業は損失の危険をとまなうから、冒険心が必要である。このことを商人は今日のすべてのユートピストたちにくりかえし明らかにせねばならぬ。というの

は、この根本的真理こそ、かれらの知らないことであり、すくなくともかれらが重視していないことだからである。⁽¹²⁴⁾

このようにしてランバツハは、私的所有の廃止と資本形成の阻止とをめざすエルフルト綱領が商業と両立しえないことを強調する。さらにランバツハは商業一般との関係から論を進めてエルフルト綱領と商業ホワイト・カラーとの関係にいたり、ブルー・カラーとの相違を力説している。それによると——一九一八年一月の革命によって権力の移動がおこったとき、商業職員は自分たちの雇主の権力も制限を受けざるをえないのを見て、ひそかな喜びを感じたものである。幾十年にわたってかれらは雇主と闘争し、きわめて僅かな社会政策的進歩さえも粘りづよい苦闘のちようやく雇主からもぎとることができたのだ。だから、雇主の権力がついにくたかれるというので、かれらはホツとした感じをいだいたわけである。しかし、商業職員が感じたのは喜びだけではなかった。企業家たちがうしなつた権力は職員（ホワイト・カラー—die Angestellten）の手にはなく、労働者（ブルー・カラー—die Arbeiterschaft）の手に移つたからである。職員はただ単に、ひとつの従属から他の従属に変わっただけである。否、かれらはひとつの抑圧的従属から、なお遙かに抑圧度のおよい従属へと移つたのだ。それまで商業職員が従属していた雇主たちは、すくなくともその大部分がみづから商業職員という地位（Stand）を体験したことがあるので、その地位にとまなう心配や苦勞を理解する能力をもつていた。ところがブルー・カラーの労働者はプロレタリアとしてのウヌボレ（Proletarierhochmut）をもつて「たてえり（立標）カラーのプロレタリア」〔Stehkragenproletarier〕を軽蔑しており、商業職員のような頭脳労働者（Kopfarbeiter）は肉体労働者（Handarbeiter）とは全くちがつた生活要求をもつて、そのことを理解する能力を完全に欠いている。エーベルト—シャイデマン政府は三月四日に新聞を通じて非公式布告（Waschzettel）を流した。これは「社会化法」に有利な世論をつくりだすネライをもつていたが、そこに出てくる以下のような文章は、経済学、心理学あるいは社会学の学生の答案なら落第必至のものであろう。

「経済体 (Der Wirtschaftskörper) は単に再編成 (neu organisieren) され、全体の利益のために変化させられるだけである。工場その他の経営体の所有者および共有者の主導権 (die Initiative) は従来のとおりとする。所有者は、私的利潤がもはや決定的なものでなく全体に交付されるという点においてのみ、内的に環境変化に順応しなければならぬ。」(Die Inhaber haben sich nur insofern innerlich umzustellen, als der private Profit nicht mehr ausschlaggebend sein wird, sondern der Gesamtheit zugestellt wird.)

この文章は全くナンセンスである。経済体はいわば有機体のようなものであるから、育成はされるけれども、「編成」(organisieren) されるものではなく、固有の生長法則にしたがって自分自身で発展していくものである。それは、もし思いあがった愚か者たちが何か異質の形式に人工的に押しこもうとすれば、干からびて死んでしまう。このように締めつけられた経済体のなかで「工場その他の経営体の所有者および共有者の主導権」がどうして従来どおりに保持されうるのか、全くわからない。最もばかばかしいのは、「所有者は、私的利潤がもはや……」という文章である。このような要請がいつか実現されるなどと信じて方策を立てている連中は、目が見えなくなっているのだ。最高価格といったようなものを決定して私的利潤を「規制」(regeln) しようとした戦時措置がいかに経済を荒廃させたかを、かれらは全く気づいていない。子供でも知っていることを、かれらは知らないのである。というのも、かれらが現在行使している粗野な暴力のもつ力を愚かにも信じこんでいるために、生活の現実を見る自由な展望をうしなっているからである。「私的利潤」は商人にとって自分の全労働のアルファでありオメガである。それは、かれが絶えずおびやかされている損失の危険にたいする補償であるばかりではない。それは、かれがおこなう全労働にたいする賃金であり、何びとの心にもひそむ功名心を満足させるものであるばかりではなく、かれがとる一切の措置の基準となる尺度でもあるのだ。医師にとっては患者の治療で自分のとった処置の正しかったことが証明されるのであって、医師が書く計算書の金額はこの証明と全く無関係である。技師の場合にも、技術的成功と財政的成功とは別のものだ。しかし、商人にとっては仕事の成功と財政的成功とはほ

とんど常に同じである。ゆえに、りこうぶつた社会主義的政府が要求しているように内的に環境変化に順応したりすると、商人は自分の仕事の評価のための尺度をうしなつて、商人たることをやめざるをえない。要するにエルフルト綱領は商人を官僚的な物資分配者に格下げしようとしており、商人本来の仕事を経済生活から排除しようとしている。しかし、そうなると経済は死滅するほかはないのだ。経済が死滅しないためには商人と商人の仕事、民族生活(Gas Volksleben)に奉仕する重要な構成要素として残しておくかねばならない。特に商業職員の重要性は、一九一九年三月の初め、中部ドイツの鉱山警察管区で実証された。このとき、ブルー・カラーの労働者たちはストをおこなつて車を止めてしまった。それたいする防衛ストを商業職員がおこなつたために、労働者が仕事を再開しようとしても、職員が協力するまでは再開できなかつた。三月二一日にはリューベックでも商業職員がストを開始して三日間続行しただけで、企業家もブルー・カラーの人たちも仕事ができなくなつた。これまでの発展の歴史は、ブルー・カラーもホワイト・カラーも被雇用者として雇主に対立するという点で共通の利害をもっているが、しかし、利害の異なるところも多いために、ブルー・カラーとホワイト・カラー、労働者と職員とを包括する一大組織をつくろうとしてもうまくいかないことを教えている。労働者だけの組織と職員だけの組織とを結ぶ同盟は必要であるし、また実際に存在しているが、両組織の完全な融合は、職員の利益を決定的に主張することを不可能にするであろうから、かえつて有害であろうと思われる。さらにこれまでの発展の歴史は、同じホワイト・カラーでも、商業職員と技術職員、事務職員その他の職業グループとのあいだには利害のちがいが大きいために、それらを包括する単一組織にすると、それぞれの利害を十分に代弁しえないことになる。だから職員も労働者と同じく、職業グループごとに別の組織をつくつてやつてゆく必要がある。そして、それらの職業グループ別の組織が連合組織をつくつて共通の問題に対処し、力づくで団結してゆくことができる。D H Vは商業職員組織のなかの最大の組織として、社会民主党の計画している社会化に反対する。社会化は経済生活を破壊するものであり、すべての商人および商業職員の敵

である。商人の仕事は自由を必要とする。(Kaufmannsarbeit braucht Freiheit.) また、あらゆる経済的生成・生長は自由を必要とする。自由をもらはず人は救済(die Erlösung)をもらはず。このような人は社会的進歩をももらすが、しかし決してカウツキー的処方による「社会化」をもらはずことはない。商業職員という地位(der Stand der kaufmännischen Angestellten)にとつて重要なことは、理性の新時代がくるまで、地位として、また個人の総体として経済的政治的に力づくよく身をささえておくことである。肉体労働と頭脳労働(Hand- und Kopfarbeit)とのあいだの距離がさらに大きくなって頭脳労働に害をおよぼすにいたることを許してはならない。自分たちの地位の利益のために、社会生活のあらゆる分野における一切の進歩に参加するように闘争しなければならぬ。そうすることによつてはじめて商業職員は、自分の仕事(Arbeit)、商人の仕事(Kaufmannsarbeit)がふたたび高い名譽を受ける日に備えることができるのだ。そのとき商業職員は自分の全力を全民族(das ganze Volk)にささげることができよう。⁽¹²⁵⁾

ランバッハはこのように論陣を張っている。ここではエルフルト綱領の要求する社会主義が実現される場合、私利私利が否定されるから、商人の冒険心も燃えあがらず、また商業ホワイト・カラーはブルー・カラーに抑圧されると強調されている。すべては商業職員の直接的利益という狭い視点からとらえられていて、エルフルト綱領の基本的要求たる階級的収奪の廢止という大きな視点は当初から棄てられている。

ランバッハはこのパンフレットでDHVの基本的主張のひとつである民族主義にあまり触れていないが、一九二一年のDHV年報にハンス・ベヒリが書いた「政治と文化」と題する小論は、この時点におけるDHVの民族主義にかんする理論を見るのに好適である。なおベヒリは当時DHVの組合長(Verbandsvorsteher)であつた。⁽¹²⁶⁾ベヒリによると——文明(Zivilisation)と文化(Kultur)は決して同じものでなく、たがいに対立する。文明は富や技術の物質的な発展によつて規定される。文化は外面的な生活形式と内面的な倫理の実行力とが調和しているところに存在する。文明においては知識としての倫理的認識は發達するが、倫理を實行しようとする誠実性(Wahrhaftigkeit)はかえつて萎縮し退

化しがちである。近代文明は物質的知識、技術的能力を高度に発達させたが、個人生活および職業生活において倫理的認識を實踐に移そうとする意志を萎縮させた。そこでは全生活が誠実性をうしない、倫理的義務は単なる知識に終って利己的享樂と妥協させられる。そこに大きな生活虚偽 (Lebenslüge) が発生し、民族の全階級 (sämtliche Volksklassen) がこの虚偽におかされる。この生活虚偽は現在もまた、かつて以上にドイツ民族全体を支配している。戦争の不幸な結末によって、われわれの高度の生活水準を維持する物質的手段はうしなわれてしまった。しかし、民族の全階級は質素な生活形式に復帰することに強く抵抗している。誰れもが自分たちこそ他の貪欲な連中とちがって犠牲を払う用意があると主張している。たいていの人が理想主義 (Idealismus) を説く。しかし、自分たちの生活にも重大な犠牲を求めることにならるような提案はしない。いまドイツ民族の課題となっているのは、自分自身を制御 (regieren) することだ。極度に自由主義的な憲法と極度に広範な権利とだけでは、民族のなかの多数の人びと (die Mehrheit des Volkes) のもつ倫理的意志が利己心の障害を克服しないかぎり、なんの役にもたない。犠牲を払う。これは多くのひとにとっては良からぬ言葉だ。ドイツにはあれほど多くの理想主義的 (idealistisch) 運動がある。しかし、いつでも言葉だけだ。ドイツのブルジョアジー (das deutsche Bürgertum) は革命のために指導的地位をうしなったが、その思想傾向は徹頭徹尾、理想主義的であった。すくなくとも倫理的認識は存在した。しかし、實踐にいたらなかった。聖書のなかで救世主が富める男に、持ちものをすべて売って貧しい人びとに与えよ、といった話は教えるところがきわめて多い。いわれた男は悲しくなった。「かれはたいへんカネもちだったから」と書いてある。すべて所有は人間を不自由にする。多少とも物質的な財にめぐまれると、その人の心は所有にとらわれ、その財を維持し増殖することが主要関心事となり、ついには自分の一切の動きがこの関心事に従属する。そうなると、もはや純物質的な生活と職業行動とにいたる道は遠くない。ドイツのブルジョアジーも依然として旧権威国家への復帰を期待している。そこには知識としての倫理的認識はあっても実践への意志が欠けている。もしブルジョアジーが理想主義的認識から文化的自己抑制へ、理念的な犠牲の覚悟へ到達しないなら、

新しい生活形式をかちえるために他のそれぞれの民族階層がたたかっても、徒勞に終るであらう。(Kommt das Bürgertum nicht von der idealistischen Erkenntnis zur kulturellen Selbstzucht und ideellen Opferbereitschaft, wird das Ringen anderer Volksschichten um neue Lebensformen fruchtlos bleiben.) プルシヤがこのような状態であるから、社会民主党はあらゆる人類文化の永遠の基礎たる民族性を意識的に否定 (die bewusste Verneinung der ewigen Grundlagen aller menschlichen Kultur, des Volkstums) するための新しい力をたえずそこから汲みとっている。社会民主党はプルシヤが政治的闘争手段としてしている民族的思想 (der völkische Gedanke) を否定している。社会民主党の内部でも、民族性が人類文化にとって唯一の支持しうる下部構造 (Unterbau) であるということは確かに広く認められているが、しかし、ここでも特にリーダーたちのあいだでは誠実性への勇気が欠けている。リーダーたちはブルジョアジーを憎むあまり、ブルジョアジーの考え方こそわが民族の内的崩壊を避ける唯一の可能な道であることを知っていないながら、敢えて提言しない。かれらは自分たちの極度にあいまいな純物質的な文化目的にしがみついているが、その目的はほんとうは決して文化目的の名に値せず、文化なき文明にすぎない。被雇用者運動には民族的 (national) 運動とそうでない運動とがある。民族的でない被雇用者組合 (die Arbeitnehmerverbände) は、文化の貧困な、文明化された現代の最悪の産物である。こうした組合には、文化的使命の認識もなければ倫理的目标への意志もない。そこではその日その日の文明的な胃袋の利益のみにとらわれて文化的な精神的使命の自覚が存在しない。これに反して民族的な被雇用者運動は、一切の不確かな妥協と対立解消とがわが民族 (unser Volk) をますます大きな不誠実 (Unwahrhaftigkeit) におちいらせることを認識して、わが民族のなかに存在する文化破壊の勢力と対決しなければならぬ。この運動は精神的には今ようやく生まれたばかりであり、この運動を担う民族的階級 (the Volksklasse) の倫理的使命の認識を深めようと闘っているところである。民族的な被雇用者運動は純然たる被雇用者利益組織ではなく、階級文化運動ともういふべき (eine Klassenkulturbewegung) である。それは諸階級の上昇

(der Klassenaufrstieg)のために奉仕するものであり、ドイツ民族の倫理的改新をめざす仕事に奉仕するものだ。この諸階級上昇と民族の倫理的改新とは、決して両立しないものではない。両者はたがいに結合されうるものであるばかりでなく、一方だけでは存立しえないものである。階級運動で倫理的理念から発していないもの、したがって民族全体のなかでの努力にたいして民族全体のための、倫理的目标を設定しえないもの (Eine Klassenbewegung, die nicht einer sittlichen Idee entspringt und daher ihrem Streben im Volksganzen auch kein sittliches Ziel für das Volksganze setzen kann, ...) は、味気ない物質主義におちいつて決して文化建設的作用をおよぼしえない。他方において職業的基礎 (berufliche Grundlage) のない純然たる文化運動は、決して真の民族運動 (Volksbewegung) になりえない。また、このような運動は職業志向と職業実施とに直接の影響をおよぼしえないから、思想の実現への影響という大切なことが欠ける。ゆえに職業組織 (Berufsorganisation) だけが民族運動となりうる。そもそも国家的な民族生活 (das staatliche Volksleben) については、抽象的解釈などというものは存在しないのであって、あらゆる政治的思考 (alles politische Denken) ——ただし、政党政治的 (parteilich) 思考を除く——は職業思考および階級思考 (Berufs- und Klassendenken) である。この職業・階級思考からこそ、普遍的な人生観と世界観とが発展する。そして、こうした人生観・世界観のなかで自分たちの民族性への愛 (die Liebe zum eigenen Volkstum) が起動力となるとき、この人生観・世界観が諸階級の利己心 (die Klassenselbstsucht) のもたらすもろもろの障害を克服しうるのである。⁽¹⁷⁾

ベヒリのこうした論議においても階級的収奪という問題は全く触れられていない。それどころかドイツのブルジョアジーの思想傾向は理想主義的であり、民族的であって、ドイツ民族の内的崩壊を避ける唯一の道はこのブルジョアジーの考え方にある、とベヒリはいう。ただし、ブルジョアジーは倫理的な正しい認識をもちながら、それを実践する意志をもたない。そこで民族的な被雇用者運動、すなわち D H V を中心とする運動こそ、民族的危機にみまわれたドイツを救う運

動であるというのだ。この場合、ベヒリの用語法で注目し値するのは、階級 (Klasse) の前に民族 (Volk) をつけて Volksklasse (複数 Volksklassen) といっていることである。そこには、階級といっても同じ民族の構成体にはかならずぬという主張があらわされているように思われる。すなわち階級よりも民族のほうが一段と高い次元にあると考えているのだ。

一〇

ワイマル期のドイツ労働組合を社会主義的労働組合、キリスト教的民族的労働組合、自由主義的民族的労働組合に三大別してそれぞれのなかの民間ホワイト・カラー組合について理論武装を考察すべきであるが、第一の社会主義的傾向の組合は社会民主党系なので理論も比較的によく知られているから本稿では第二のキリスト教的民族的傾向の組合、特に D H V についてその理論構成をかえりみた。第三の自由主義的民族的傾向の民間ホワイト・カラー組合の上部組織は G D A (職員労働組合連合) であるが、この G D A が一九二二年ワイマルで開催した「第一回ドイツ職員大会」の記録を見ると、その理論がよくわかる。

G D A の下部組織については本稿(三)の六で一九二九年一月刊の「公生活綱要」⁽¹²⁸⁾によって民間職員組合の傾向別の状況を見たときに触れたが、ここでは商業職員組合の下部組織が述べられていないので、ここで補足しておく。G D A が一九三〇年に出版した「職員運動の諸時代」(一七七四—一九三〇年)⁽¹²⁹⁾によると、一九一九年一月一日に G D A は統一的指導部のもとに発展を開始したと書かれているが、東ドイツで一九七〇年に出版した「ドイツのブルジョア的諸政党」によれば、創立委員会が G D A の結成を公表したのは一九一九年七月二二日であった。いづれにせよ、実際の創立大会は一九二〇年十一月二〇日と二一日にマクデブルク市でおこなわれた。⁽¹³⁰⁾下部組織は創立当初つぎの四組合であった。

「一八五八年の商業職員組合」Kaufmännischer Verein von 1858 (本部ハンブルク)

「ドイツ商店員組合」Verband deutscher Handlungshelfen (本部ライプツィヒ)

「ドイツ商人組合」Verein der deutschen Kaufleute (本部ヘルリン)

「ドイツ職員組合」Deutscher Angestelltenbund (本部マクドブルグ)

しかし、創立後ほどなく、つぎの四組合がGDAに加盟した。^(註)

「ドイツ職長組合」Deutscher Meisterverband (本部ミュンヘン・グラートマン・München-Gladbach)

「ルートヴィヒスハーフェン商業職員組合」Kaufmännischer Verein Ludwigshafen

「ドイツ生活保護制度出納係組合」Verband des Kassenpersonals im Versorgungswesen Deutschlands (本部ヘルリン)

「ドイツ国・邦庁舎職員組合」Verband der Angestellten bei den Behörden des Reichs und der Länder

GDAの記録「第一回ドイツ職員大会」によると、連合会長(Bundesvorsteher)グスタフ・シュナイダーはつぎのように述べている。——GDAの先駆者たちは、日曜も休めず、一日の労働時間も長い商業職員のために、日曜休業、八時閉店、最低休息時間などを要求して何十年もたたかってきた。それは利己主義(Eigennutz)、無識見(Einsichtslosigkeit)、非社会的志向(unsoziale Gesinnung)との闘争であった。GDA加盟組合の機関誌、大会報告などを見れば、この闘争の実情がよくわかるはずだ。それはまさしく受難の歴史である。社会政策的進歩をかちとろうとして努力すればするほど、企業および当局がわの抵抗はますます強くなった。このことは職員法(Angestelltenrecht)の発展にもあらわれている。経済事情が全く変わったのにもかかわらず、これに適應しようとする姿勢は見られず、依然として古いものにしがついている。スイスやオーストリアでは、すくなくとも新情勢に適應しようとする試みがなされたのに、ドイツでは企業がわの圧力によってあらゆる改善が阻止された。商法六三条による疾病時の給与支払にあたって、矛盾だらけの判決

がおこなわれた。われわれの組合からの提案はかえりみられず、政府のおこなう提案は退歩的なものにすぎなかった。そのほか商業職員が独立して勤務先の商業の競争者となることを制限しようとする競争禁止約款 (Konkurrenzklause) の問題、商事雇用裁判所 (Kaufmannsgericht) の問題、経営にたづする労働組合の共同決定権 (Mitbestimmungsrecht) の問題、社会保険、徒弟教育、婦人労働など、これらのすべての問題について討議するなかでいよいよ明らかになったのは、経済と政治、経済と国家との結びつきの深さであった。そこで「一八五八年の商業職員組合」と「ドイツ商店員組合」とはいずれもこの結びつきから教訓を学びとり、一九一一年の組合大会で、一方は政党政策と地位政策 (Standespolitik——商業ホワイト・カラーという地位がとるべき政策) をとりあげ、他方は国家公民としての教育 (die Staatsbürgerliche Erziehung) の問題をとりあげた。これによって、それまで職業別組合 (Berufsverbände) が自分のなかに眠っている力を自由に発展させるのを妨げていたいろいろな束縛が破砕された。当時ケルンにおける組合大会で私は

「われわれは職業別組合としてますます国家の公民らしく (staatsbürgerlich) 活動せざるをえない。というのは、われわれは国家公民としての経験 (Staatsbürgerliche Erfahrungen) の総体から出発してこそ、われわれ自身の利益を立派に適切に主張しうるからである」

と論じた。当時はまだこうした見解は、とやかくいわれたが、今日では職員の共通見解となっている。それぞれの民族 (Volk) はひとつの運命共同体 (eine Schicksalsgemeinschaft) であり、いかなる個人、階層 (eine Schicht)、階級 (eine Klasse) も、この共同体を侵犯する (sich versündigen) ことはできない。われわれはひとつの全体をなしている。私はケルンで「全体とひとつになっていると感じる者だけが全体のなかで自由に活動しうる」(Nur wer sich eins fühlt mit dem Ganzen, kann frei im Ganzen wirken.) と語ったが、この言葉は今でもあてはまる。しかし、一九一八年十一月の革命によって、それまで組合が要求し闘争してきたことはすべて貫徹されたか。貫徹されたと信じるのは全くまちがっている。たとえば日曜休業とか労働時間の問題についても、そうだ。ワイマル憲法一三九条には「日曜お

よび国家的に承認された祝祭日は、休業および精神的向上の日として法律によって保護されるものとする」とあるが、現在でも完全には守られていないから、われわれは闘争している。労働時間の問題では、八時間労働制の導入によって確かに進歩が達成された。しかし真実は、たとえいやなことでも、いわなくてはならぬ。あなたがたは皆、困窮している。労働の収益にたいするあなたがたの分け前はあまりにもすくない。ところで、いかなる国民経済も生産する以上のものを分配することはできない、ということを明言する勇気をわれわれはもたねばならぬ。もっと得たいと思えば、もっと多くのことをせねばならぬ。いつでも他人から要求するだけではいけない。まず自分が良い手本を示さねばならぬ。現在、石炭がわれわれの経済にとっていかに重要であるかは誰れでも知っている。幾千万人の運命は石炭産出量にかかっている。炭坑の職員も労働者 (die Angestellten und Arbeiter) もこのことを知っているからこそ、かれらは時間外労働をしているのだ。ここからわれわれは皆学ばねばならぬ。六千万人の民族の生死がかかっている場合には、ほかの考慮はすべてあとまわしにならざるをえない。祖国と国家へのわれわれの信仰告白 (unser Bekenntnis zum Vaterlande und zum Staate) は口先だけの信仰告白でなく、生み出す行爲 (schaffende Tat) であることを示そうではないか。公共の福利が要求し、ほかにいかなる救済の道もありえない場合には、われわれはすべて、時間外労働をする覚悟がなければならぬ。総じてわれわれは政党間の争いに介入することを拒否する。政党の政策問題についてわれわれはあくまで中立の立場を堅持する。われわれの組合員各人は政治的には自由である。しかし、かれは自分がみずからの意見にしたがって加盟した政党の内部では、GDAの精神的ならびに経済的要求の実現のために努力する義務がある。そうでない態度をとれば、それはGDAの打撃力を弱め、究極においてはその打撃力を崩壊させることになる。われわれは組合員各自の政治的確信を尊重するとひとしく、宗教的立場をも尊重する。またわれわれは多くの経済理論のうちのどれかひとつをわれわれ自身のものとすることを拒否する。われわれはわれわれの行動の自由がいずれのがわからず制限されるの許さない。階級闘

争の学説、および資本と労働の対立は「和解のできない」(„unüberbrückbar“)のものであるとする学説も、われわれは拒否する。それはわが民族(Volk)にクサビをうちこんで分裂させ、われわれの意欲の統一を妨げるからである。われわれはただ一つの道だけが現在の悲惨さから脱出させると確信している。全民族の共同体 (die Gemeinschaft des gesamten Volkes)、これである。われわれの仕事はこの共同体を目的としている。この共同体によってこそ、われわれは義務を自覚した、責任感旺盛な国家公民 (pflichtbewusstes, verantwortungsvolles Staatsbürgertum) へと生長するのである。かるがゆえにわれわれにとって政治は、聖書にある七つの封印をした書物 (内容をうかがえない本) であってはならないし、また単なる日曜日のためのしみごとであってもならない。それは厳肅な義務たるべきだ。政治は、たがいに争っている経済グループを束ねるしつかりした一本の紐帯である。政治は国家を維持するもの (das Staatserhaltende) であるから、政治はわれわれを義務づけるのだ。それどころか共同体精神 (der Gemeinschaftsgeist) をめぐりてわれわれを強制するのだ。もし各人がひたすら自身の動物的な経済本能 (seine brutalen Wirtschaftsinstitute) のみによって行動すれば、なにかも総崩れになるからである。かるがゆえにわれわれは政治的自由 (die politische Freiheit) を労働組合闘争における強力な武器と考える。政治的自由によってわれわれは、法外な資本主義 (der Ueberkapitalismus) を抑えて国家の福祉 (das Staatswohl) という限度を超えないようにすることができからである。もちろんわれわれは、われわれの最も固有な利益を強力に主張する。またわれわれは経済の財貨、および文化財にたいするわれわれの分け前のためにたたかう。だからといって、なにびともわれわれの行為を悪くしてはならない。しかし、われわれは経済と文化と政治が民族性の三大生命源 (die drei grossen Lebensquellen des Volkstums) であるといふことを認めない。われわれがこの三つの大きな生命源を統一して単一の大きな流れとするとときにはじめて、わが民族の共同体生活 (das Gemeinschaftsleben) は栄えぬことがきぬのだ。統一・自由・正義 (die Einigkeit, die Freiheit und das Recht) の精神で民族の物的心的なあらゆる力を結集するとき、われわれは古来のドイツ的不和 (die alte deutsche

Zwietracht)をなへすことに成功するであらう。GDAでわれわれの意図するところをまとめると、社会的、自由的、民族的 (sozial, freiheitlich, national) という言葉になる。われわれの仕事は、真正なる民族性 (das echte Volkstum) に根ざすものである。この民族性は民族同胞 (Volksgenosse) の一人ひとりを兄弟と見なす。われわれは各個人についてその人の発展の自由 (die Freiheit der Entwicklung) があることを望む。人間の高貴な衝動 (die edeln Triebe der Menschen) は自由のなかでのみ生長しうることをわれわれは知っているからである。またわれわれは自分がわれわれの祖国 (unser Vaterland) と不可分に結びついていることを感じている。統一・正義・自由のための闘争においてわれわれに勝利をもたらず生氣と活力は、ただドイツの郷土 (der deutsche Mutterboden) からのみ発生しうるとわれわれは信じているからである。(132)

ここでシュナイダーは国家の公民たる立場を強調している。その立場が職業別組合と結びつけて説かれているところに注意しなければならない。そして、ここでも民族が運命共同体として最高度に重視される。いかなる個人も階層も階級も、民族という運命共同体を侵犯することはできない。あらゆる価値判断の基準は民族にある。その民族が国家を構成している以上、商業職員もまず第一に民族の構成員であり、国家の公民という立場を自覚しなければならない。職業はこうした民族の構成員が民族の福祉のための分業組織として存在する、と考えられる。したがって国家公民という立場が職業別組合と結びつけて説かれるのだ。なるほどシュナイダーは商業職員が困窮していることを認める。それが労働の収益にたいする職員の分け前、取りぶんのあまりにもすくないことにもとづくことも認める。しかし、シュナイダーは階級的収奪の問題に全く触れず、「もっと得たいと思えば、もっと多くのことをせねばならぬ」という論理に飛躍する。つまり、もっと働けというのだ。「いつでも他人から要求するだけではないけない。まず自分が良い手本を示さねばならぬ。」だから時間外労働もやむをえないではないか。民族の生死がかかっている場合だ。ほかの考慮はすべて後まわしである。祖国と国家への忠誠、それを口先だけでなく、生産活動によって示そう、とよびかける。階級闘争の学説、資本と労働との本質的対

立の学説も、「多くの経済理論のうちのどれかひとつをわれわれ自身のものであることを拒否する」といった理由で、すなわち「われわれの行動の自由がいずれのがわからずとも制限されるのを許さない」という理論でしりぞけられる。もしそのような学説を受けなければ民族の統一は妨げられるから、というのである。要するに、すべては民族の一致団結による民族共同体の発展を目標としておこなわれねばならない。そこから、権利ではなく義務と責任とが強調されることになる。

政治は権利でなく義務である。政治は民族の団結、国家の統一を至上目的としておこなわれるものであるから、たがいに争う経済グループも、政治という紐帯によって束ねられる。ここで雇主と被雇用者、資本家と賃労働者というような階級的視点は完全に消失して、「たがいに争っている経済グループ」として片づけられている。各人はそのような階級的視点をもつべきではなく、ひたすら民族共同体の一員という自覚をもって「共同体精神」の養成に努めなければならない。めいめいが自分の動物的経済本能のおもむくままに行動すれば、民族の団結も国家の統一も総崩れになる、というのである。シュナイダーは資本主義を否定しない。むしろ積極的にこれを肯定する論理の上に立っている。しかし、資本主義が過度になってはいけない。この「法外な資本主義」へのゆきすぎは、「政治的自由」によって「国家の福祉」という限度へ押しもどされねばならない。それでは「政治的自由」とは何か。かれは「統一・自由・正義」という標語をかかげているが、かれのいう自由とはいかなる内容のものか。「人間の高貴な衝動は自由のなかでのみ生長しうる」といっているが、シュナイダーは「全体とひとつになっていると感ずる者だけが、全体のなかで自由に活動しうる」ともいっている。自由といっても民族の成員としての義務と責任とが強調されるなかでの自由すぎない。だから階級闘争理論を拒否する自由というように、自由が消極的に便宜主義的に使われる。権利として、基本的人権としての自由は軽視される。要するに民族同朋の一人ひとりを兄弟と見る民族性の原理こそ、シュナイダーのくりかえし強調するところである。経済も文化も政治も、民族共同体の繁栄のために統合されねばならぬ。民族の物的および心的な総力を結集して、統一・正義・自由のために闘争せねばならぬ。しかし、この闘争で勝つための生氣と活力はドイツの郷土からしか生まれてこない、というので

ある。

この「第一回ドイツ職員大会」の閉会の辞は、パウル・ヘニヒ (Paul Hennig) によって述べられたが、そこでも G D A の組合員の「国家公民的な意志」(der staatsbürgerliche Wille) が強調された。それによると——一九一八年一月およびその後の幾月ものあいだ、民衆の興奮の波が山のように高まったとき、われわれの仕事をつらぬく一本の赤い糸は、国家維持の思想 (der staatsert haltende Gedanke) であつた。もし労働組合が、リーダーたちの国家への忠誠 (Staatsstreue) によって、大衆の感情の大波をしずめることに貢献しなかつたら、事態はずっと悪化していただであらう。

当時、運動に関係したものは誰れでも、われわれの仕事が「いかにしてわれわれは自分たちの労働組合を維持 (erhalten) し、それと同時に民族と国家 (Volk und Staat) を維持するか」という想念によって日々みちびかれたかを知っている。われわれは一致団結 (Einigkeit) を望む。そのための前提条件が、G D A に具体化されている統一思想 (Einheitsgedanke) であり、職員の犠牲的精神 (Opferfreudigkeit) である。さらに、雇主たちが労働組合組織の必要性を認識することも前提条件の一つである。これは、われわれが雇主たちの権力意識に対抗して職員の鋼鉄のような権力意識をもち出さざるをえないようにならないためである。われわれは一致団結のほかに正義 (das Recht) をも望む。社会民主党系の組合は被雇用者全体に同じ社会保護法を適用せよと要求しているが、そんなことをすれば職業思想 (der Berufsgedanke) は殺されてしまう。労働者たちがった職員の職業的誇り (der Berufstolz des Angestellten) を護持 (wahren) し、自由なる人格の権利 (das Recht der freien Persönlichkeit) を尊重することこそ、つねにわれわれの使命であらう。⁽¹³³⁾

パウル・ヘニヒはこのように述べている。ここでも国家と民族が至高のものとして強調されている。G D A のリーダーたちが上部組織においても下部組織においても一二月革命の激動のなかで主眼としたのは、国家への忠誠であり、国家を維持することであつた。この国家がドイツ民族の団結を中心として考えられた国家であることはいうまでもない。それ

は資本主義の国家であって、社会主義の国家はかれらの断じて排除するところである。GDAのリーダーたちの願いは、労働組合を「維持」し、民族と国家を「維持」することであって、変革することでは決してなかった。商業職員は階級闘争理論などに耳をかさず、ひたすら民族の一員として、国家公民の一人として全民族・全国家公民の一致団結をはかり、犠牲をばらうことを惜しんではならない。雇主に要求するのは、単に労働組合の存在を承認することだけであって、賃労働制の廃止などという考え方は全く存在しない。またホワイト・カラーは社会民主党系の組合が主張しているようにブルー・カラーと同じ扱いをされてはならない。ホワイト・カラーは、あくまでブルー・カラーとはちがったものである。このホワイト・カラー独自の職業的誇りを護持することが、パウエル・ヘニヒのいう「職業思想」である。

註

- (10) 史鑑一〇一輯六四—六五ページ。
- (11) 史鑑一〇一輯六五ページ。
- (12) Hamel, Iris: Volkischer Verband und nationale Gewerkschaft. Der Deutschnationale Handlungsgehilfen-Verband 1893-1933 (Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt a. M., 1967) S. 173 f.
- (13) 史鑑一〇一輯七一—七二ページ。Harffel, Günter: Angestellte und Angstellengewerkschaften in Deutschland. Entwicklung und gegenwärtige Situation von beruflicher Tätigkeit, sozialer Stellung und Verbandswesen der Angestellten in der gewerblichen Wirtschaft. (Duncker & Humblot, Berlin, 1961) S. 157.
- (14) Der Deutschnationale Handlungsgehilfen-Verband im Jahre 1929. Rechenschaftsbericht. (Hanseatische Verlagsanstalt, Hamburg 1930) S. 307. なお一九二七年の組合員数は一九二八年の年次報告書では三二六、六二二名となつてゐる。Der Deutschnationale Handlungsgehilfen-Verband im Jahre 1928. Rechenschaftsbericht. (Hanseatische Verlagsanstalt, Hamburg 1929) S. 248.
- (15) 史鑑一〇四輯五八ページ。
- (16) Geschäftsbericht 1930 (Zentralverband der Angestellten, Berlin) S. 141.

- (11) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich. Herausgegeben vom Statistischen Reichsamt. 1932. S. 558.
- (118) Ibid., S. 558.
- (119) 史淵九七輯一六ページ。
- (120) 史淵九七輯一〇一ページでは「ドイツ職員組合」と訳したが、「ドイツ民間職員組合」と改訳したい。
- (121) Epochen der Angestellten-Bewegung 1774-1930. Bearbeitet vom GDA-Archiv. (Berlin 1930) S. 217. 一九一一年の組合員数は史淵九七輯一〇一ページ。
- (122) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1924/25. S. 401.
- (123) Jahrbuch für Deutschnationale Handlungsgehilfen 1921. (Hanseatische Verlagsanstalt, Hamburg) S. 225.
- (124) Lambach, Walther: Sozialisierung und kaufmännische Angestellte. Eine Studie. (Kultur- und nationalpolitische Zeitrigen, 2. Deutschnationale Verlagsanstalt, Hamburg) S. 16-23.
- (125) Ibid., S. 28-48.
- (126) Jahrbuch (1921), S. 225.
- (127) Ibid., S. 35-48.
- (128) 史淵一〇一輯一〇一八三ページ。
- (129) Epochen, S. 217.
- (130) Die bürgerlichen Parteien in Deutschland. Handbuch der Geschichte der bürgerlichen Parteien und anderer bürgerlicher Interessenorganisationen vom Vormärz bis zum Jahre 1945. (VEB Bibliographisches Institut, Leipzig, 1970) Band II, S. 78.
- (131) Epochen, S. 219.
- (132) Erster Deutscher Angestelltenrat, Weimar 1922. (Schriftenreihe des Gewerkschaftsbundes der Angestellten, Nr. 20. Buchverlag des G. D. A., Hamburg) S. 18-26.
- (133) Ibid., S. 63.

追記

五回にわたって書きつづけてきた本稿は、まだワイマル共和政第一期の民間ホワイト・カラー組織の一部についてその理論武装をかえりみだにすぎない。しかし、定年退官のため未完のままペンをおく。昭和四一年二月の史淵九七輯に本稿(一)を發

表しはじめたときに比べると、筆者の手もとにも史料がふえてきた。したがって第一次大戦前を扱った(一)の部分も稿を補完したい。今後なお研究を継続して他誌に成果を発表するつもりである。

**„Neuer Mittelstand“ und die Arbeiterbewegung
in Deutschland vor und nach dem
I. Weltkrieg (V)**

Von Eizaburo KOBAYASHI

Warum konnte DHV (der Deutschnationale Handlungsgehilfen-Verband) die Stellung der grössten Organisation unter den kaufmännischen Angestelltengewerkschaften erhalten? Um auf diese wichtige Frage in diesem Aufsatz zu antworten, muss ich die theoretischen Behauptungen des DHV in der ersten Periode der Weimarer Republik (Nov. 1918—Nov. 1923) untersuchen. Zu diesem Zweck analysierte ich die kleine Schrift Lambachs (Lambach, Walther: Sozialisierung und kaufmännische Angestellte. Eine Studie. Deutschnationale Verlagsanstalt. Hamburg 1919). Darin schrieb Lambach: „Das Erfurter Programm will also das Privateigentum abschaffen und durch ‚gerechte‘ Entlohnung die Kapitalbildung im üblichen Sinne verhindern: ‚Gewinn‘, der über den ‚gerechten‘ Arbeitslohn hinausgeht, soll unmöglich sein. Da fragt der Kaufmann, wo bleibt denn der Gegenwert für mein Wagen, wo bleibt der Träger des Risikos, der doch bei keiner wirtschaftlichen Unternehmung zu entbehren ist? Wagen und Gewinnen gehört nun einmal zusammen, und wo kein Gewinn möglich ist, da stellt sich kein Wagemut ein; das weiss der Kaufmann.“ Also kann man sagen, dass alles aus dem engen Gesichtspunkt der direkten Interessen der kaufmännischen Angestellten heraus betrachtet wird. Lambach hatte keine Absicht, das Lohnsystem gründlich zu untersuchen und damit die Klassenherrschaft durch die Kapitalisten aufzuheben.

Ferner nahm ich die Behauptungen Bechlys (Bechly, Hans: Politik und Kultur. Jahrbuch für Deutschnationale Handlungsgehilfen 1921. S. 35—48) auf. Hierin brauchte Verbandsvorsteher Bechly den bemerkenswerten Ausdruck: Volksklasse. So zum Beispiel: „Die nationale Arbeitnehmerbewegung ist geistig erst im Entstehen, das heisst, sie

ist im Ringen um die vertiefte Erkenntnis der sittlichen Aufgaben ihrer Volksklasse, aus der allein erst der Wille geboren werden kann, in Lebensführung und Berufsausübung dem Gebot der harten Pflicht gegen uns selbst und gegen unser Volk gerecht zu werden.“ (S. 39 f.) Dieser Ausdruck will besagen, dass die einzelne Klasse nur ein Glied des Volkes ist. Weiter betrachtete ich die Meinung Gustav Schneiders, des Bundesvorstehers vom Gewerkschaftsbund der Angestellten (G. D. A.). (Erster Deutscher Angestelltentag, Weimar 1922. Buchverlag des G. D. A.) Auch darin fand ich die bemerkenswerten Ausdrücke: staatsbürgerlich, Staatsbürgertum. Diese Wörter sind in der bedeutungsvollen Weise gebraucht.